

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
久米田高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 730 583">品種</th> <th data-bbox="730 510 1018 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="1018 510 1302 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 510 1448 583">数量</th> <th data-bbox="1448 510 1629 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 583 730 705">機械器具類</td> <td data-bbox="730 583 1018 705">OA機器類 レーザープリンター（カラー）</td> <td data-bbox="1018 583 1302 705">平成24年7月3日</td> <td data-bbox="1302 583 1448 705">1</td> <td data-bbox="1448 583 1629 705">227,220円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA機器類 レーザープリンター（カラー）	平成24年7月3日	1	227,220円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （不用の決定及び不用品の処分） 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	OA機器類 レーザープリンター（カラー）	平成24年7月3日	1	227,220円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月12日）